

尼崎市総合文化センター耐震化事業
第1回質問書への回答一覧

■入札説明書

No.	該当箇所			項目等	内容	回答
	頁	章	行			
1	8	第3	11	3. 10 事業の対象となる業務範囲	別に市が行う業務として、什器備品調達業務と記載されていますが、現在ある備品等の搬出・処分等も別と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	11	第4	17 28	4. 4 (2) 個別の参加資格要件	「恒常的な雇用関係が3か月以上あること」を証する資料の提出は必要ないでしょうか。必要な場合は何を提出すればよろしいでしょうか。	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど、①氏名 ②事業者の名称 ③雇用開始の年月日がわかる公的機関の発行した書類により確認します。 本質疑を踏まえ、様式集【様式1-5】配置予定管理技術者の資格・実績に関する書類（実施設計事業者）及び【様式1-7】配置予定管理技術者の資格・実績に関する書類（工事監理事業者）に雇用状況を記載する欄を設けた修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。

■要求水準書

No.	該当箇所			項目等	内容	回答
	頁	章	行			
1	12	第2	25	2. 1. 2 実施体制	統括責任者と業務の責任者の兼務は可能でしょうか。 設計、建設期間での役割に応じて統括責任者、業務責任者の変更は可能でしょうか。	統括責任者といずれかの各業務責任者の兼務は可としますが、各業務責任者の兼務は不可とします。 本質疑を踏まえ、要求水準書の修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。 なお、統括責任者及び各業務責任者の変更については、やむを得ず技術提案書に記載した者を選任できない場合で、その者と同等以上の実績・能力を有する者を選任し、市が認めた場合は可とします。
2	19	第2	26	2. 2. 6 (1) 本施設整備	既存施設の電気及び上下水道を選定事業者の負担において使用することは可とありますが、使用料金以外の基本料金や管理費用等については、事業期間中、使用しない場合でも負担すると考えてよろしいでしょうか。	電気の基本料金は市が負担し、選定事業者の使用量に応じて市から選定事業者へ料金を請求します。 なお、令和7年9月25日付「入札説明書（案）及び要求水準書（案）に関する質問及び意見への回答」において、契約電力900kwまで使用可能としていましたが、休館期間の使用電力量の見直しを行った結果、契約電力40kwとなる予定のため、ご留意ください。 また、上下水道は休館期間中、閉栓するため、既設水道引込管口径(100A)の使用にあたっては選定事業者において手続及び費用の負担をお願いいたします。

■基本設計書

No.	該当箇所		項目等	内容	回答
	図面番号				
1	A-1071		【共通】仮設計画図 (1) -1階フェーズ①	庄下川沿いの歩行者専用道路からの搬出入ルートについて、車両通行可能と考えてよろしいでしょうか。	道路管理者及び警察の許可を得られた場合は、車両通行可能です。 ただし、適切に安全管理を施してください。
2	A-1074		【共通】仮設計画図 (2) -2階フェーズ②	仮設事務所の位置をホテル動線整備道（東側仮囲い）の位置から8,000と指定されています。この寸法について意図があればご教示願います。	仮設事務所の位置について意図や指定はないため、自由に設定してください。

■落札者決定基準

No.	該当箇所			項目等	内容	回答
	頁	章	行			
1	6	第6		6. 2 技術提案審査	プレゼンテーションは様式集の様式以外に、パワーポイント等の別のアプリケーションを使用したデータを使用してもよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの実施にあたり、パワーポイント等を使用することは可とします。ただし、プレゼンテーションの内容は提案様式に記載された内容に関するものに限ります。 なお、詳細は参加資格審査結果後に別途通知します。
2	9			技術提案審査の得点化	参加資格要件では「延べ面積3000m ² 以上の公共施設の新增改築又は耐震補強工事の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること」と記載があります。しかし落札者決定基準の業務実績における区分の表では5000m ² 以上から対象です。3000～5000m ² 未満の配点はいくらでしょうか。	参加資格要件と審査評価内容は異なります。3000～5000m ² 未満の配点は0点です。
3	10			尼崎市内業者	尼崎市内業者は、市内に支店、営業所がある業者も含まれると考えてよろしいでしょうか。	(5)地域貢献の審査のうち、1)における尼崎市内業者は、市内に本店を有する者を指しているため、含まれません。 なお、2)における市内企業は、市内に本店、営業所又は製造所を有する者を指します。 本質疑を踏まえ、落札者決定基準及び契約書(案)の修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。

■様式集

No.	該当箇所			項目等	内容	回答
	頁	章	様式			
1			押印	各様式にて「印」が記載されていない書類は全て押印不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
2	14	1－4	実施設計事業者の実績	契約書の写しに客席数、延べ面積等の記載がない場合は、業務仕様書、図面等を適宜追加して提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、契約書の写しは鑑部分の抜粋とします。	
3	15	1－5	配置予定管理技術者の実績	実績が分かる資料として契約書の写し、業務仕様書、図面等を適宜提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、契約書の写しは鑑部分の抜粋とします。	
4	15	1－5	配置予定管理技術者の実績	配置予定管理技術者の実績について従事したことが分かる資料は、施主に提出した業務体制表の写しでもよろしいでしょうか。	公共建築設計者情報システム(PUBDI S)に「業務カルテ」等の登録がなければ、業務体制表の写しも可とします。	
5	19	1－9	共同企業体結成届出書	当該様式の添付書類のうち、共同企業体協定書は、P20～23の共同企業体協定書様式(例)により協定を締結した上で添付する必要があるでしょうか。	様式集【様式1－9】共同企業体結成届出書の添付書類として「共同企業体協定書様式(例)」を示していますが、参加者の皆様の利便性を考慮し例示した協定書の一例です。 したがって、参加を希望される共同企業体の実態や結成内容に応じて協定締結された書類であれば、この例示に厳密にとらわれる必要はありません。ただし、共同企業体の名称、構成員の名称及び所在地、代表構成員の名称については、必ず記載してください。	
6	39 ※ 別紙	3－3	入札価格計算書(各内訳書)	欄外左上の標題が「・・・に係る基本設計業務」となっていますが、当該箇所を削除してもよろしいでしょうか。	本質疑を踏まえ、様式集【様式3－3】入札価格計算書の修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。	

■仮契約約款

No.	該当箇所			項目等	内容	回答
	頁	条	項			
1	2	第1	15	総則	下から2行目後半の「・・・書類間において 齟齬が・・・」は「書類間において」でしょうか。	貴見のとおりです。 本質疑を踏まえ、契約書（案）の修正版を 公表しますので、当該修正内容をご確認く ださい。
2	2	第1	16	総則	建築士法第22条の3の3に定める記載事 項は各々記名押印しとありますが、契約書 には綴じずに別紙とすることになるでしょ うか。	契約書と一緒に綴じてください。
3	5	第9	2 (5)	権利処理	「受注者は、次のあとに掲げる・・・」は 「次に掲げる」でしょうか。	貴見のとおりです。 本質疑を踏まえ、契約書（案）の修正版を 公表しますので、当該修正内容をご確認く ださい。
4	13	第38	1	部分払	工事の設計等にかかる成果物に対する請求 について、10分の9以内の額と書かれて いますが、別紙1の「2 実施設計額につ いて」より、実施設計額の100%を請求 できると考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 本質疑を踏まえ、契約書（案）の修正版を 公表しますので、当該修正内容をご確認く ださい。